

特徴を踏まえたエリアのまちづくり支援事業補助金交付要綱

令和6年6月27日6都市多第78号 制定

令和7年3月3日6都市多第233号 改正

(通則)

第1条 特徴を踏まえたエリアのまちづくり支援事業に対する補助金の交付に関しては、東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第141号)によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、特徴を踏まえたエリアのまちづくり支援事業制度要綱(令和7年3月3日付6都市多第233号。以下「制度要綱」という。)第4条第2項の規定に基づき、東京都知事(以下「知事」という。)が多摩地域の地元自治体(以下「地元自治体」という。)に対し制度要綱第2条第1項のプロジェクトに要する経費の一部を補助するに当たり必要な事項を定めることを目的とする。

(補助事業)

第3条 補助金交付対象事業(以下「補助事業」という。)は、地元自治体が行う次の各号に定める事業とする。

- (1) 地域資源等をまちづくりに生かすためのプロジェクト検討に係る経費
- (2) プロジェクトのPRや担い手募集、その実施に係る費用
- (3) その他知事が必要と認める費用

(補助対象者)

第4条 この要綱において補助金の交付の対象となる者は、補助事業を行う地元自治体とする。

(補助金額)

第5条 知事が地元自治体に対し交付する補助金の額は、地元自治体が負担する補助事業の経費の額の2分の1の額(千円未満切捨て)を限度とし、かつ、予算の範囲内の額とする。ただし、1プロジェクト当たり1,000万円を年間限度額とする。

(補助金の交付申請及び交付決定)

第6条 この要綱に基づく補助を受けようとする地元自治体の長は、知事が指定する日までに特徴を踏まえたエリアのまちづくり支援事業補助金交付申請書(別記第1号様式。以下「交付申請書」という。)に、同様式に係る別紙1から別紙3までを添付し、知事に申請するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による交付申請書の内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、特徴を踏まえたエリアのまちづくり支援事業補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により地元自治体に通知するものとする。この場合において、知事は、当該決定に当たって補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(交付決定の変更等)

第7条 地元自治体の長は、補助金の交付決定後において、補助金額の変更等が生じた場合は、速やかに前条第1項の規定に準じて、特徴を踏まえたエリアのまちづくり支援事業補助金交付決定変更申請書(別記第3号様式)に必要な書類を添付し、知事に申請するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による申請の変更を適当と認めるときは、交付決定を変更し、特徴を踏まえたエリアのまちづくり支援事業補助金交付決定変更通知書(別記第4号様式)により地元自治体に通知するものとする。

- 3 地元自治体の長は、補助金の交付決定通知書を受けた後、特別な理由が生じたために当該補助金の交付の取消しを必要とするときは、特徴を踏まえたエリアのまちづくり支援事業中止申請書(別記第5号様式)を知事に提出するものとする。

- 4 知事は、前項の規定による申請を受け付けた場合は、補助事業の中止について審査し、特徴を踏まえたエリアのまちづくり支援事業中止の承認通知書(別記第6号の1様式)又は特徴を踏まえたエリアのまちづくり支援事業中止を承認しない旨の通知書(別記第6号の2様式)により地元自治体に通知するものとする。

(進捗状況報告)

第8条 知事は必要と認める場合には、地元自治体に対し、随時、補助事業の状況の報告を求めることができる。

- 2 地元自治体の長は、知事から補助事業の進捗状況の報告を求められた場合は、特徴を踏まえたエリアのまちづくり支援事業進捗状況報告書(別記第7号様式)により報告しなければならない。

(実績報告)

第9条 地元自治体の長は、補助事業が完了したとき又は補助金等の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに特徴を踏まえたエリアのまちづくり支援事業完了実績報告書(別記第8号様式)に同様式に係る別紙1及び別紙2の書類を添付し、知事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査、必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内

容及びこれに付した条件に適合するかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、特徴を踏まえたエリアのまちづくり支援事業補助金額確定通知書（別記第 9 号様式）により、地元自治体に通知するものとする。

（補助金の交付）

第 11 条 知事は、地元自治体の長から前条の規定により確定した金額について、請求書（別記第 10 号様式）による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（申請の撤回）

第 12 条 地元自治体の長は、この補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議のあるときは、補助金交付決定通知書受領後 14 日以内に特徴を踏まえたエリアのまちづくり支援事業補助金交付申請撤回申出書（別記第 11 号様式）により、補助金交付申請の撤回をすることができる。

（補助金の交付決定の取消し）

第 13 条 知事は、地元自治体が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） この補助金の交付の決定後、天災地変その他の事情変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- （2） 偽りその他の不正手段により、この補助金の交付を受けたとき。
- （3） 補助事業を中止又は廃止したとき。
- （4） この補助金を他の用途に使用したとき。
- （5） 補助事業を予定期間内に着手しないとき又は完了しないとき。
- （6） 補助事業費の精算額が補助金交付の決定をした補助事業費に達しないとき。
- （7） この補助金交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は関係法令に違反したとき。
- （8） 補助事業の内容、事業費、事情の変更等により補助対象額が減額となったとき。
- （9） 申請の撤回の申出があったとき。

2 知事は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、特徴を踏まえたエリアのまちづくり支援事業補助金交付決定取消通知書（別記第 12 号様式）により、地元自治体に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 14 条 知事は、前条第 1 項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合又は地元自治体が補助事業を実施期間終了前に辞退した場合、既に補助金が交付されており、返還すべき金額があるときは、地元自治体に対して期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(違約加算金)

第15条 第12条第1項の規定による補助金の交付決定の取消しによる補助金の返還については、次に定めるところにより、違約加算金を納付させるものとする。ただし、同項第2号、第4号及び第7号に該当しない場合の違約加算金については、この限りではない。

- (1) 違約加算金(100円未満の場合を除く。)は、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95%の割合で加算する。
- (2) 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前号の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還命令を命じられた額に達するまで順次遡り、それぞれの受領の日において受領したものとして計算する。
- (3) 本条の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、地元自治体の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充当する。

(補助金の経理)

第16条 地元自治体の長は、都の補助金について経理を明らかにする帳簿及び証拠書類を作成し、補助金の最後の交付日に属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(監督等)

第17条 知事は、必要があると認めるときは、補助金の交付の目的を達成するために必要な限度において、補助金の交付を受ける地元自治体に対し、補助金の使途について必要な指示を行い、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査できる。

附 則

この要綱は、令和6年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月3日から施行する。